

絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年11月1日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査および業務
対象国及び類似地域	コンゴ民主共和国及び全途上国
語学の種類	英語（仏語ができることが望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：黄熱病予防接種

6. 業務の背景

コンゴ民主共和国（以下「コンゴ民」という。）は、コンゴ河流域諸国の中でも最大の森林面積（約1億5千万ha、世界の森林の約4パーセント）を有しているが、違法伐採を含む商業伐採や農地開発、鉱山開発等により、年間約110万ha以上の森林が失われているとされる（FAO、2020）。コンゴ民政府は2012年に国家 REDD+戦略を策定し2030年以降森林被覆率を63.5%で安定させることを目標に掲げ、2013年には REDD+投資計画を策定し、マルチセクターの取り

組みを進めている。また同国の取り組み支援の枠組みとして、中部アフリカ森林イニシアティブ（Central Africa Forest Initiative: CAFI）が立ち上げられ、Letter of Intent（LOI）1として2016年～2020年にて2億ドルの資金コミットメントがなされ、また2021年11月のUNFCCC COP26ではCAFI LOI2として5億ドルの資金コミットメントがなされた。

JICAは2019年4月～2024年4月までの5年間の計画で、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施しており、成果1：国家森林モニタリングシステム（NFMS）の運用能力強化、および成果2：パイロット州（クウィル州）におけるREDD+事業試行実施、の2つの成果を設定して取り組んでいる。また本プロジェクトでは、上述のCAFI資金の一部（約4億円）を受託し、同資金も活用してクウィル州にて約250か村を対象にアグロフォレストリーや森林保全活動に取り組んでいる。また、JICAは同国環境・持続的開発省へ「森林・気候変動対策アドバイザー」を2018年10月～2022年10月の4年間派遣してきており、2023年以降も継続して同アドバイザーの派遣を予定している。

今回実施する中間レビューは、JICAとCAFI事業の現地管理機関である国家REDD+基金（FONAREDD）、カウンターパートである環境・持続的開発省、パイロット州での実施機関であるクウィル州政府と合同で、本プロジェクトの目標達成度や成果等を確認するとともに、プロジェクトの残りの期間の課題及び今後の方向性について確認し、今後の対応策について合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

なお、CAFI事業の現地管理機関であるFONAREDDにて現地評価コンサルタントを備上すること検討されており、その場合は同コンサルタントとも協力して合同評価を進めることとする。また、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年11月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及

び代表的教訓レファレンス¹等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他コンゴ民側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2022年11月中旬～2022年12月下旬)

- ① JICA コンゴ民事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ コンゴ民側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びコンゴ民側C/P等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びコンゴ民側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果のJICA コンゴ民事務所等への報告に参加する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

(3) 帰国後整理期間 (2022年12月下旬～2023年1月中旬)

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の中間レビュー報告書 (案) (和文・英文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年1月17日(火)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)
- ② 中間レビュー報告書 (案) (和文・英文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022年4月)」の「Ⅸ. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

キンシャサ市を除く現地業務の業務人月に対し紛争影響国・地域における報酬単価を適用します。

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。また、現地人月・国内人月別の報酬額については紛争影響国・地域単価適用分と現地単価適用分のそれぞれの現地人月分を計算し、合算してから、報酬総額から現地人月分の額を差し引いて計算ください。

【例】3号、業務人月 5.22、現地 3.17(うち紛争影響国・地域 2.00)、国内 2.05 であれば、以下の通りとなります。

① 報酬総額

紛争影響国・地域分 3,160 千円/月×2.00 人月=6,320 千円（千円未満切捨）

通常地域分 2,251 千円×3.22 人月（①総人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値）+1,622 千円=8,870 千円（千円未満切捨）

合計 15,190 千円

② 現地・国内人月毎の報酬額

現地合計 9,542 千円

（内訳）紛争影響国・地域分の現地人月：6,320 千円

通常地域分の現地人月：8,870 千円×1.17/3.22（①から国内人月を差し引いた値/上記①）=3,222 千円（千円未満切捨）

国内 2.05 人月：15,190 千円-9,542 千円=5,648 千円

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disa-ster.html> を参照願います。

(3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄パリ⇄キンシャサ（直行便）を標準とします。

(4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 11 月 19 日～12 月 21 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、コンゴ民では現時点では新型コロナウイルス感染症対策としての入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括／協力企画（JICA）

イ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA コンゴ民事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境グループ第二チームから配付しますので、gedn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・モニタリングシート、事業進捗報告書
 - ・CAFI 事業進捗報告書、年次報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・コンゴ民主共和国 持続可能な森林経営及び REDD プラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクトファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035075.html>
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000256624>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上